

日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………一
……（都市整備局市街地整備部再開発課）……一
- 市街地再開発組合の設立認可……………（同）……一
- 建築基準法による一団地の区域……………一
……（都市整備局市街地建築部建築指導課）……一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………二
……（環境局多摩環境事務所環境改善課）……二
- 東京都港湾管理条例施行規則による制限区域の指定の変更……………三
……（港湾局港湾経営部経営課）……三

公告

告示

●東京都告示第千三十号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき平井五丁目駅前地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように

告示する。

令和四年七月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

平井五丁目駅前地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成三十年十一月十四日から令和七年九月三十日まで

三 施行地区

江戸川区平井五丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

江戸川区平井五丁目十番十二号

平成三十年十一月十四日

五 事業計画の変更の認可の年月日

令和四年七月六日

●東京都告示第千三十一号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第十一条第一項の規定に基づき東池袋一丁目地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年七月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

東池袋一丁目地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和四年七月六日から令和十年三月三十一日まで

三 施行地区

豊島区東池袋一丁目及び東池袋二丁目各地内

四 事務所の所在地

豊島区東池袋一丁目四十八番十号

五 設立認可の年月日

令和四年七月六日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

令和四年八月四日

●東京都告示第千三十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和四年七月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

千代田区丸の内一丁目一番三の一部、令和四年六月十
同番三十七、同番三十八、同番五十 七日

から同番五十三まで、同番五十七か
ら同番六十一まで、同番六十四、同
番六十五、同番六十七の一部、同番
六十八及び同番六十九

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第千三十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

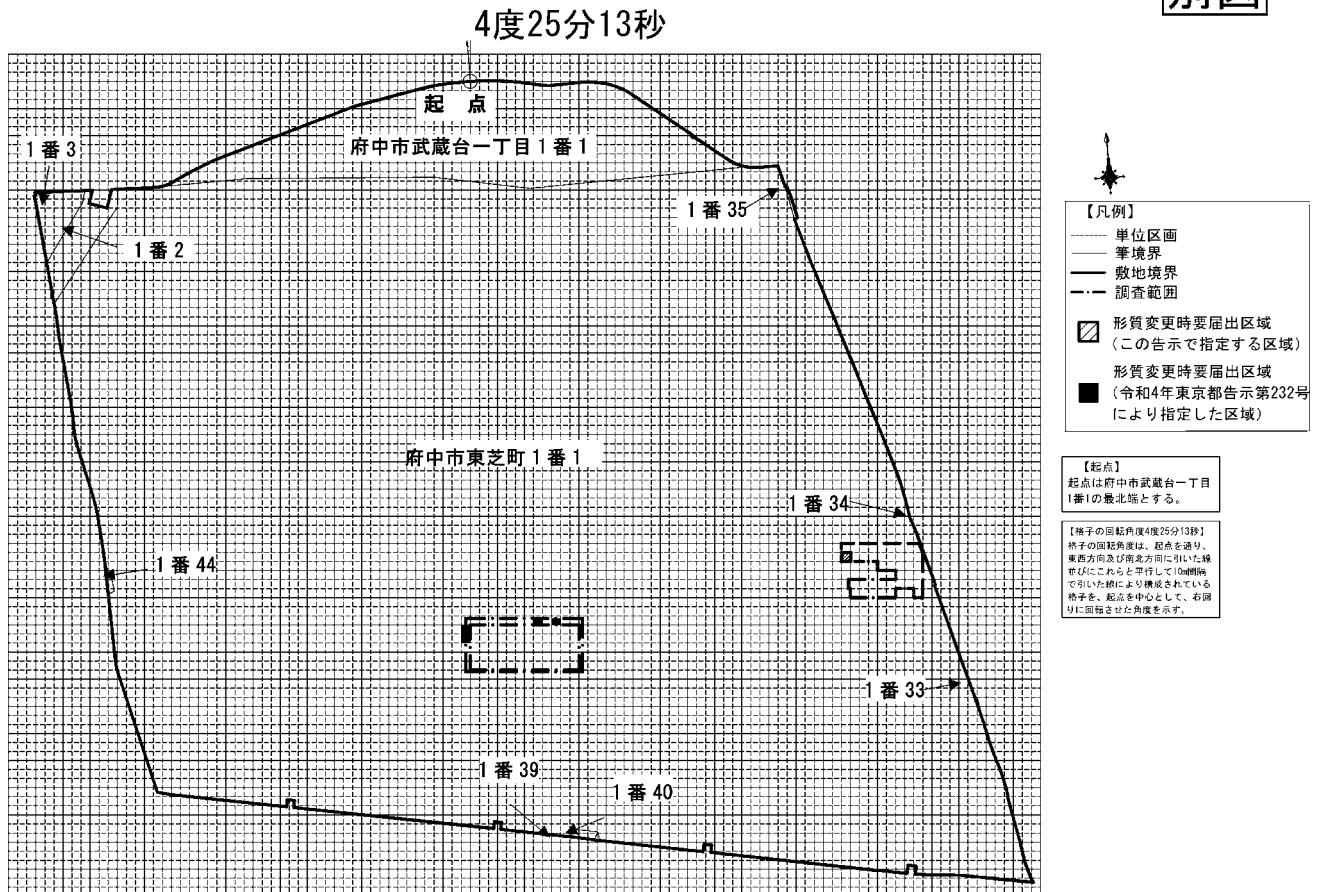
令和四年七月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（府中市東芝町地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物

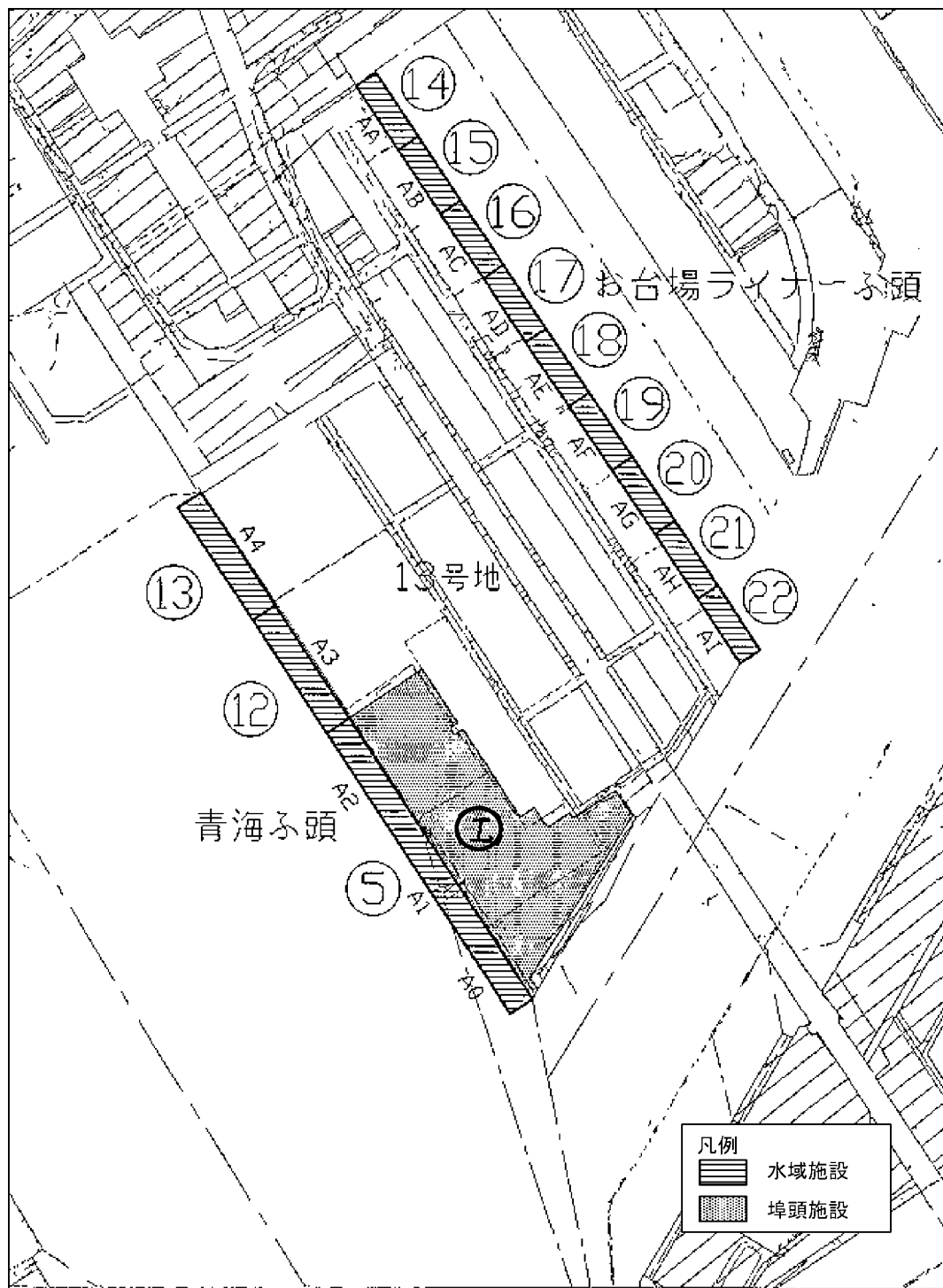
別図



制限区域の位置図
詳細図（中部地区青海コンテナふ頭・お台場ライナーふ頭）

別図

変更前



●東京都告示第千三十四号

東京都港湾管理条例施行規則（平成十六年東京都規則第百四号）第十三条の二第一項の規定により、制限区域を次

のとおり変更したので、同条第二項の規定により告示する。

令和四年七月六日

東京都知事 小池 百合子

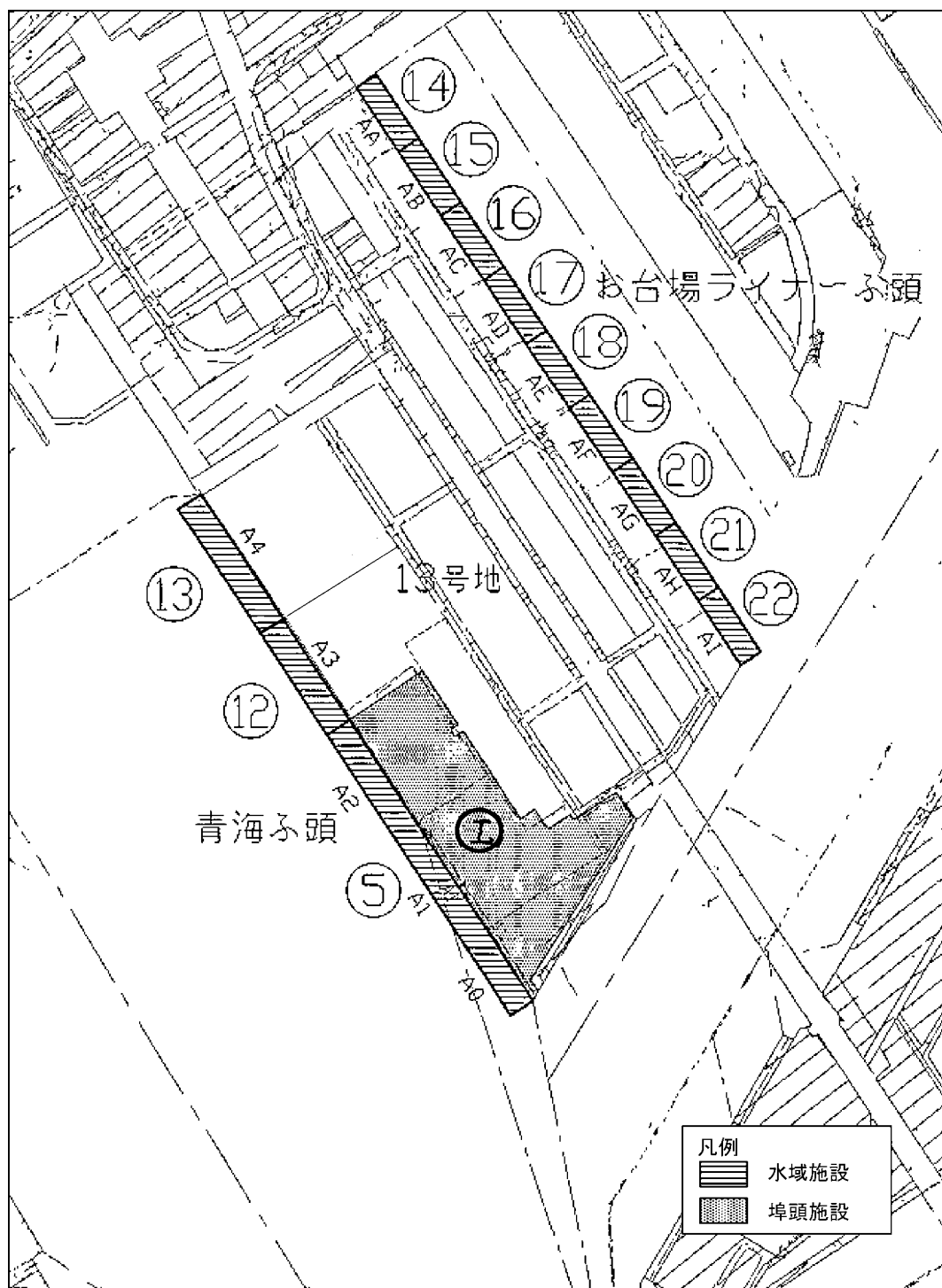
国際水域施設における制限区域

番号	名 称	延長（メートル）	位置
⑬	青海コンテナふ頭	三五〇	別図のとおり
⑭	青海コンテナふ頭	四〇〇	同右

制限区域の位置図
詳細図(中部地区青海コンテナふ頭・お台場ライナーふ頭)

別図

変更後



公 告

令和四年木造建築士試験の実施場所の変更についで

令和四年三月一日付東京都公報で公告した令和四年木造建築士試験の実施場所の一部を次のとおり変更する。

令和四年七月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 変更箇所

令和四年七月二十四日（日曜日）実施の木造建築士試験「学科の試験」の試験実施の場所

二 変更内容

変更前 中央工学校 北区王子本町一丁目二十六番十七号

拓殖大学 文京区小日向三丁目四番十四号

変更後 大正大学 豊島区西巢鴨三丁目二十番一号

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

